

令和2年 3月 2日 開会

令和2年 3月 23日 閉会

(定例第1回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第5号

令和2年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月4日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和2年3月2日 午前9時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	山 路 有
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	前 田 昇
松 田 悦 郎	加 藤 修
井 藤 稔	

○3月9日に応招した議員

河 中 博 子

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

令和2年3月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月2日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 2 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8 号 日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 9 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 11 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 12 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第6回)について

- 日程第 18 議案第 13 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 19 議案第 14 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 15 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 25 議案第 20 号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 2 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8 号 日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を

改正する条例について

- 日程第 14 議案第 9 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 11 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 12 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について
- 日程第 18 議案第 13 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 19 議案第 14 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 15 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 25 議案第 20 号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について

出席議員（9名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	7 番 前 田 昇
8 番 松 田 悦 郎	9 番 加 藤 修
10 番 井 藤 稔	

欠席議員（6 番 河中 博子）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 西 珠 生

午前 9 時 00 分 開会

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、議長の方から一言ご挨拶申し上げたいと思います。先週末、国の方から全国の地方自治体に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進するよう要請があったところであります。ここ 2 週間ぐらいが急激な拡大を防止する、まさに正念場となるとの判断であったようであります。

学校の休校、集会の抑制、公共施設の利用など、具体的に示されてきたところであります。日吉津村でも昨日の球技大会が中止となっておりますし、来週日曜日の芸能大会が中止決定となっております。小学校も本日から 24 日まで休校に入っております。

今回の定例会はそういう中での開催であります。本日も傍聴いただいている方いらっしゃいますけれども、傍聴いただいている皆様には手指の消毒やマスクを着けていただくことなど、ご不便をおかけしているところであります。ご容赦いただきたいと思います。

本会議は、村の当初予算などを決める重要な定例会であります。感染防止対策期間中の長期の開催となりますが、感染防止に格段の配意をしながら、必要な審議を行ってまいりたいと考えております。参会の皆さまには、各自必要な対策を励行していただくなど、定例会がスムーズに進行するようご協力をいただきたいと思います。以上であります。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議席番号2番山路有議員、同じく3番橋井満義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から3月23日までの22日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの22日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井藤 稔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情はお手元に配布の請願・陳情文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。なお、陳情は会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

定例監査報告、お手元に配布のとおり、監査委員から定例監査報告がありました。検査資料は

事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思ひます。

陳情の処理経過及び結果の報告、12月定例会において、可決されました厚生年金制度への地方議会議員の加入を求むる意見書につきましては、12月13日付で関係方面に提出いたしました。

行事報告、12月定例会から本日までお手元に配布のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長（井藤 稔君） 日程第4、村長の施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。本日、ここに令和2年度一般会計当初予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするにあたり、村政に対する施政方針と予算に関する総括的なご説明を申し述べさせていただきますと思ひます。

昨年の4月27日から、日吉津村長として、村政の運営に携わらせていただき、今議会には初めての当初予算案を提出させていただきます。改めまして、その責務の重さを実感いたしますとともに、すべての事業が、村民の皆様のご理解とご協力のもとに成り立っていくものであると改めて実感しております。

村政施行131年目を迎えますこれからの日吉津村が、更に住み良い日吉津村となりますよう、村民の皆さま、議員の皆さま方には、引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

まず、冒頭に、全世界でその流行が懸念されております、新型コロナウイルス関連で、ご報告申し上げます。先日、国から示されました小中高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業についての要請を受け、本日3月2日から、日吉津小学校においても臨時休校の措置を取らせていただきました。これは、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するために行うものでございますので、休校期間中は、基本的に自宅で過ごしていただき、人の集まる場所等への外出を避けさせていただくよう、お願いを申し上げます。

急遽決定をいたしましたこの休校に伴い、児童の見守りが困難な家庭への対応として、児童館及び小学校の教室を利用し、少人数で衛生管理を行い、集団感染に十分留意をした児童預かりを行ってまいる予定としております。

2月28日の下校の際、児童館登録家庭への利用確認、未登録家庭で4年生以下の児童について、家庭で過ごすことが困難な児童の受け入れについて、学校からお便りをお出しをしています。

その結果、児童館登録者 68 人、児童館登録のないで 4 年生以下 10 人、計 78 人をお預かりをいたすこととしております。今後も家庭の状況に応じ、短期間、短時間預かりなど、ご心配なことがございましたら、教育委員会事務局に相談窓口を設置しておりますので、ご連絡いただきますようお願いをいたします。

そして、大切な「児童の健康観察」「学力保障」につきましては、教職員が一丸となって、「家庭訪問」「家庭学習プリントの配布」を行ってまいりますので、ご理解、ご協力いただきますよう、お願いをいたします。

また、国において、その感染拡大防止を図り患者の増加スピードを可能な限り抑制していくとの方針が示されたことも踏まえ、本村におきましても、昨日予定されておりました村民球技大会、及び今週末に予定されておりました芸能大会について、今年度は中止させていただくという方針決定をさせていただきました。

これまで準備を進めていただいております実行委員会の皆様、大会役員の皆様、選手や出演者、楽しみにしておられた村民の皆様には、大変申し訳なく思いますが、今後の大会企画、運営等につきまして、引き続き、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、3 月 20 日から予定していましたが、中学生を対象としたオーストラリアへの派遣交流事業について、やむなく今回は派遣しないこととさせていただきました。現地へ移動する過程では、航空機等の密閉された空間で長時間過ごすこととなります。現在の国内での同ウイルスへの感染発生状況、感染のリスク等を勘案し、今の時期の派遣は控えるべきとの判断に至ったものでございます。

この交流事業を本当に楽しみに、勉強をしてきた中学生の皆さんの気持ちを思うと残念でありませんが、今回派遣予定であったメンバーについては、来年度の派遣メンバーに加わってもらうことができるような配慮を検討したいと考えております。

また、以降の行事やイベントにおきましても、開催時の状況を勘案して、開催の是非や、開催方法等について検討することとなります。村民の皆様にも、ご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いするとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

さて、昨年は、8 月から 10 月にかけて、各自治会単位で村長と語る会を開催し、私からは「100 年先も住み良い日吉津村の実現」のために行う「3 つのチャレンジ」についてご説明し、意見交換をさせていただきました。その中で様々な分野における幅広いご意見をいただいたところでご

ございます。新年度予算編成にあたっては、各担当課と議論し、予算に反映できるものはしていくよう検討、努力をして参っておりますが、解決に時間のかかる課題もたくさんございます。今後の村政運営にあたっては、村民の皆様からいただきましたご意見を念頭に置きながら、皆さんが住み良いと実感していただけるような村づくりを、着実に進めてまいりたいと考えております。

一つ目のチャレンジ「若者が根づく村づくり」に関しまして、私自身、様々な場面で、日吉津の子供たちの元気な姿を見て参りました。また、子育て中の保護者の方々から、日吉津の子育てに対する評価の声もたくさんお聞きいたしました。元気で素直な日吉津の子供たちが、健やかに成長し、それぞれの夢がかなえられるよう、引き続きしっかり応援してまいりたいと考えております。

一つ目に子育て支援に関しまして、現在、福祉保健課内に設置した子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」において、ひえづ版ネウボラを実施し、産前・産後サポート事業など妊娠期からの切れ目ない子育て支援を行っております。妊産婦が気軽に専門的かつ具体的な育児相談を受けることで安心して出産・育児のできるよう、助産師相談会を設けるなど体制を整えています。また保健師と一緒に子育て支援センターを体験をし、支援センターの周知・利用につなげ、保護者の育児不安の軽減や、地域の仲間づくりを推進しております。その他、産後健康診査費用・新生児聴覚検査費用・妊婦歯科健診費用の一部助成を行うなど、妊娠・出産包括支援事業の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、子育て支援の対象を広げる観点から、保育所等を利用しない1歳までの在宅育児世帯への経済的支援を行い、より子育てがしやすい環境整備に努めております。

保育につきましては、平成27年4月に子ども子育て支援新制度がスタートし、新設された小規模保育所2か所と一体的に、保育の充実を図っているところでございます。保育料については、昨年の10月から国が進める少子化対策の一環として、幼児教育の負担軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用者負担額が無償化されました。本村は更に独自の取り組みとして、保護者から実費徴収となる副食費についても村が全額負担をしています。また以前からの第3子無償化や、所得制限はあるものの第2子の無償化についても実施しており、子育て世帯の負担軽減を継続してまいります。

現在、小規模保育施設2カ所で28名、日吉津保育所で107名、合わせて135名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と保育所を連携施設として園内外での活動や行事等での連携を深めているところです。今後も、地方創生総合戦略に掲げた「待機児童ゼロ」を継続し、子ども・子育て支

援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した小学校との共通献立を盛込むなど、小規模保育所も含め、子どもの「元気なからだづくり」も進めてまいります。

現在、計画策定を進めております、保育所等の建て替えに関しましては、一昨年度から村民検討委員会や職員プロジェクトで検討をしてまいりました。概ね基本計画の素案がまとまりましたので、引き続き保護者や村民の皆様のご意見もお聞きしながら、令和2年度は設計に取り掛かり、令和3年度からの着工を目指してまいるように考えております。

また、妊婦健診や未熟児養育医療、特定不妊治療など、引き続き一部公費負担を実施し、安心して出産ができる環境を整えてまいりたいと考えております。予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成など子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き広報等による周知徹底を図りながら予防接種の充実に努めます。

この他、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、児童館の運営など関連施設においても、関係機関の連携・融合を図りながら、更なる充実を目指してまいりたいと考えております。

次に教育に関しまして、令和2年1月30日に総合教育会議を開催し、ふるさと教育の推進を基本とした教育施策について協議いたしました。日吉津村教育大綱の基本理念は、21世紀をたくましくしなやかに生きるための学力の定着、生きがいと豊かさを実感できる生涯学習の推進、活力あるふるさと日吉津を支える人づくり、この三つを柱とし、基本目標を、ふるさと日吉津に誇りを持ち、明日の日吉津を担う子どもの育成としております。

令和2年4月から完全実施される新学習指導要領でも、体験活動は重視されており、直接体験によるさまざまな能力の開発により、豊かな心を育みコミュニケーション能力を高めることがより期待されています。そこで、日吉津村では直接体験をもとにグローバルな視点で生きる力を育み、将来の村づくりを担う人材育成を重視してまいります。7回目を迎える、小学校5・6年生を対象とした、沖縄人材交流事業。そして、今年度はやむなく派遣を取りやめましたが、中学1・2年生を対象とした、オーストラリア語学交流事業を引き続き実施します。

令和2年4月より、新学習指導要領が完全実施されます。学校教育の大きな課題の一つが、確かな学力の定着です。児童一人ひとりの能力を最大限引き出し、基礎的・基本的な学習内容を定着させることが大切であると考えます。そのため、小学校教員の授業力の一層の開発を学校の主体性を生かしながら進めてまいります。その方策として、大きく二つ、一つ目は、令和元年度に

プログラミング教育教材として導入したタブレットを活用して、個別学習ソフトを導入し、個別に最適な学習を提供することにより、個に応じた学力の補充・定着を図ります。二つ目は、現在進めております、教えて考えさせる授業をさらに推進するため、「OKセミナーin とっとり」を日吉津村で開催するなど、教科指導法の開発・促進・定着を図ってまいりたいと考えております。

併せて、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」「未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上」に基づく「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワークの整備を推進します。

そして、日吉津村の地域力をさらに生かせるよう、コミュニティ・スクール事業を推進し、子どもを地域で育てる体制の充実を図りますとともに、児童の居場所づくり、精神的な寄り添いの場として、教育支援センターを小学校内に開設し、不登校・保健室登校児童の、学習環境への円滑な適応を図ります。

こうした、様々な事業導入により、新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人、取り残すことのない一人ひとりに応じた、個別最適化学習にふさわしい環境を整備してまいります。

また、日吉津村に誇りを持ち、日吉津村をPRするための「ひえづのうた」をダンスバージョンにニューアレンジし、ダンスチーム「パワートレイン」のダンスバリエーションを増やすなど、日吉津村のPR活動の充実・推進を図ってまいりたいと考えております。

二つ目のチャレンジ「持続可能な村づくり」に関しましては、これまで農地の未来を語る会等で、農業者の皆様の声をお聞きしてまいりました。様々なご意見をいただきましたが、その中で村としての農業の考え方、方向性を示して欲しいというような声もいただきました。来年度は、農政推進協議会を開催し、これまでにいただいたご意見や課題について、これからの日吉津村の農業がどうすればより良くなっていくのか、村としての農業振興の方向性や具体的な取り組み等について検討を深めてまいりたいと考えております。農業関連におきまして国が進める農業政策におきましては、輸出力の強化と高付加価値化、スマート農業の推進等の重点項目を掲げ、国内外に向けて「攻めの農林水産業」を展開し成長産業としていく内容となっております。

稲作が中心の本村におきましては、米への直接支払交付金の廃止や米価の下落により、経営に不安を感じておられる農家の方も多いと思いますけれども、平成30年以降、各自治体が地域に応じた生産数量を設定することとなっておりますので、本村が従来行っている生産調整に係るブロックローテーションにつきましては、引き続き地域農業再生協議会を主体に議論・検討を行って

まいります。

日吉津村においては、農地、農道、水路の維持管理に対して交付される多面的機能支払について、実行組合等に対して働きかけを行う中で、平成 27 年 4 月に 16 号用水路沿線関係者による富吉地域資源保全会という活動組織が立ち上がり、約 17 ヘクタールの農地を対象に活動を開始され、令和元年度には約 60 ヘクタールに区域を拡大されております。今後も、活動範囲及び活動内容を拡大へと検討されていますので引き続き、活動組織に対して必要な支援を行い、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を後押ししていきたいと考えております。地域農業を持続可能なものとするには、担い手の育成・確保が急務となっておりますが、現在は特に村外の希望農家等も増えてまいりましたので、営農定着を支援していくとともに、村内の新規就農者等、新たな担い手の確保等に向け、取組を進めてまいります。また、担い手への農地集積、区画の拡大等を推進するとともに、中小規模農家に対し、どのようなバックアップが考えられるか、併せて検討していきたいと考えております。

現在の農業委員の任期が 7 月 19 日までであることに伴い、次期農業委員候補者を公募中でございます。引き続き農業委員会や農業者の皆様と一緒に、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に向けた取り組みを進めてまいります。本村の農業を持続可能なものとする取り組みにつきましては、農地中間管理機構、農業委員会などの関係機関と連携し、農家の皆さんとの合意形成を十分に図りながら進めていきたいと考えております。

次に商工業・観光関係に関しまして、商工会とも連携し小口融資等の金融支援や制度融資を継続するとともに、鳥取県西部 9 市町村と商工団体が共同で策定した創業支援事業計画に基づき、起業・創業など、新たなチャレンジを引き続き支援するとともに、大山山麓・日野川流域観光推進協議会等、近隣市町村とも連携しながら、広域的な観光振興を進めてまいりたいと考えております。

次に村の土地利用計画について申し上げます。国道 431 号沿道の樽屋北地区は、令和元年 8 月に市街化調整区域の商業系地区計画を都市計画決定し、令和 2 年 6 月の開店に向けて、現在、建設工事が進められているところでございます。

また、国道 431 号北側の富吉地区においては、開発事業者が地権者とともに市街化調整区域の地区計画による商業開発の検討を行っている状況です。市街化調整区域の地区計画による商業開発に向けては、周辺の沿道環境、居住環境、営農環境との調和を図りながら、良好な市街地形成を図るために、区画道路を始めとする施設整備が必要であったり、関係各機関協議に期間を要し

たりするなど、克服すべき課題は多いものの、土地利用計画の実現を目指してまいります。

幹線・生活道路等につきましては、施工後かなりの年数が経過している橋梁の点検・調査を順次行い、優先性の高い場所から計画的に修繕・整備を行っています。令和2年度においては、14の橋梁について、2巡目の点検を行うほか、村道旧国道線のホレコ川橋及び村道樽屋北線の新川橋の修繕を行うこととしております。また新たに、村道役場線と2号線の交差点改良を行うため、必要な用地の買収や建物等の移転補償などを行う予定としております。

平成29年度から県の事業において日吉津上1地内の県道の歩道改修工事が実施されており、令和3年度には完成する予定となっております。歩行者や自転車などが安全に通行できるよう、今後、安全対策に向けて取り組んでまいります。

交通安全に関連しまして、昨年は、5年ぶりに村内で交通死亡事故が発生するなど痛ましい事故が発生いたしました。全国においても自動車の運転操作ミスやあおり運転による事故が数多く発生し、中には交通死亡事故に至るケースも起きています。

現在、国において高齢者の運転操作ミスによる事故を減らすため、ペダル踏み間違い防止装置搭載の新車購入や後付け装置の設置に対しての補助金が開始されました。本村も昨年度と今年度において65歳以上の方が、ペダル踏み間違い防止装置搭載の新車やドライブレコーダー搭載の新車を購入された場合にそれぞれ補助金を交付し、高齢者の交通安全対策に向けて取り組んでまいります。

公共下水道使用料については、下水道使用料については、平成21年4月から、特例条例により10パーセント減額する措置を行ってきましたが、下水道運営審議会の答申を受け、平成30年度から、減額率を段階的に縮減する措置をとっており、令和2年度においては、減額率を2パーセントとすることとしております。

また、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、将来にわたり必要なサービスを安定的に提供するためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政運営の向上に取り組む必要が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本村におきましては、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すべく、平成29年度より準備を進めてきたところですが、いよいよ4月からは、独立した公営企業会計として、資産及び経費を含む全体の経営状況を比較可能な形で把握したうえで、将来に向けての経営の見通しを立てながら、事業運営を行っていくこととしております。

次に環境対策に関しまして、本村は、市街地近郊に位置しながらも日野川や日本海などの豊かな自然に恵まれた環境にあります。日野川河川敷では、チューリップマラソンの開催などの活用を通じて、村民の交流や健康増進を図る施設として、引き続き河川敷グラウンド・水辺の楽校の適正な維持管理に努めてまいります。

日野川土手の桜堤につきましては、ベンチの設置や、桜の開花時期には、駐車場に仮設トイレを設置し利便性の向上を図ってまいります。

また、2月16日には、日吉津村の松林について考える会を開催いたしました。海岸部の松林においては、森林環境譲与税を財源とした取り組みの検討をきっかけに、村民の皆さんが自然の松林とふれあう機会を提供しながら、地域住民で守り育てる意識の醸成を図ることを念頭に、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持、及び松くい虫による被害の軽減を図ってまいります。

次に三つ目のチャレンジ、向こう三軒両どりの地域づくりに関しては、今年度、私自身が、防災や支え会、健康づくりなど、様々な行事に参加させていただく中で、村民の皆様の日吉津村を思う気持ち、地域への思いの強さを改めて実感いたしました。そうした皆様の活動を後押ししながら、地域のコミュニティ、防災、支え会の村づくりをしっかりとしたものにして参りたいと考えております。

自治会、コミュニティ支援では、引き続き自分たちの暮らす地域を見直し、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けた取組みを行うコミュニティの推進・支援に対する助成として、1つ目は新規事業について5万円を上限とするコミュニティ活動支援事業、2つ目は3年以内において、継続する事業について、事業費1万円以上のものに対し、5万円を上限とし、必要経費の2分の1を助成するコミュニティづくり推進事業に対する助成などを行い、地域の将来を考えるコミュニティの推進を支援しております。また、県や国でも地域の活性化を図る活動に対する補助金制度もあるため、各コミュニティと協議しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

次に防災に関しまして、昨年は想定最大規模で作成した洪水ハザードマップを基に、各自治会公民館で水害説明会を開催いたしました。また、近年多発する災害に対応するべく、2月末には日吉津村防災会議を開催し、地域防災計画の見直しを行うこととしております。今後も、地域防災計画等の各種計画の随時見直しを進めるとともに、これらを踏まえた防災訓練等を実施し、関係機関や自治会・防災会等とも連携し、防災力を高めてまいりたいと考えております。

なお、昨日より、春の全国火災予防運動が実施されております。火災が発生しやすい時期となりますので、村民の皆さま方におかれましては、火の取り扱いに十分注意していただくようお願い

いを申し上げます。

次に支え合いの村づくりに関して申し上げます。本村では、生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、子育てなど相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、子どもからお年寄りまで様々な福祉相談に対応できるよう、福祉保健課に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」などを設置し、相談窓口の一体的な取り組みを行っているところでございます。また、ヴィレステひえづの健康相談健診センターには保健師を配置し、健康相談等にも対応しています。

また、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたって活躍できる村づくりを進めいくため、地域での支え愛の取り組みについて、現在、下口自治会において、住民の皆さんで話し合いを行っておられます。その他の自治会でも工夫をして取り組みを進めておられますので、お互いの良い部分を取り入れながら、日吉津村の顔の見える関係を活かした、支え愛の村づくりを進めてまいりたいと考えております。

本村の福祉事務所は、平成 22 年度からスタートし 10 年を迎えました。生活困窮者相談支援については、相談員を兼務する主任相談員 1 名、県委託の就労支援専門員 1 名を配置し実施しています。今年度の生活相談件数は、資金の貸し付けや就労支援等について 9 件の相談があり、年々増加傾向にあります。

また、ひとり親世帯については、平成 31 年度当初は 39 世帯でしたが、現在では、4 世帯減の 35 世帯となっております。今後も母子父子自立支援員が中心となり、個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。

この他にも、DV や児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く問題など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努め、地域福祉の中核としての役割を果たしてまいります。

次に高齢者支援に関しまして、後期高齢者医療保険については引き続き、80 歳までの被保険者で希望される方を対象に、医療機関での人間ドックの受診を実施するとともに、重複頻回受診者に対し訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めてまいります。さらに、後期高齢者は複数の慢性的な病気に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった、虚弱な状態、いわゆるフレイルになりやすい等、病気の予防と生活機能の維持の両面にわたるニーズを有しています。健康寿命の延伸や QOL 生活の質の維持・向上を図るため、こうした高齢者の特性を踏まえた健康支援、相談を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

介護保険事業については、南部箕蚊屋広域連合において運営を行っているところですが、令和2年度は介護保険事業計画の見直しの年度ですので、先に行われましたニーズ調査の結果を踏まえ、安定的な介護保険事業の運営ができるよう、第8期介護保険事業計画の策定をしております。また、地域包括ケアシステムの構築を一層進めていくため、地域包括支援センターが中心となり介護や医療に関する多職種間の連携や、多様な主体による生活支援体制の整備に努めます。

また、日吉津村高齢者健康福祉計画の見直しを行い、介護予防事業の充実や認知症施策の推進を図るとともに、制度の普及啓発に努めてまいります。

障がい者支援につきましては、相談支援事業をはじめ、タクシーチケットの交付等村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところでございます。また、障がい児支援については、放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者が増えてきていることから、障がい児支援体制の更なる充実が必要と考えております。平成30年度から始まった第5期日吉津村障がい者福祉計画に基づき、障がいのある方に対し、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進め、各関係機関と連携しながら総合的な支援に努めてまいります。

次に、国民健康保険については平成30年度からの制度改正により、鳥取県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担っています。本村は、保険給付や保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行ってまいります。令和2年度の保険税率につきましては、国保制度改正に伴う国からの3,400億円の財政支援や激変緩和措置により、据え置きを提案させていただきました。しかしながら平成30年度の制度改正で一般会計からの法定外繰り入れは原則できなくなったことや、本村は、医療を受けやすい環境にあり、医療費が高くなるという傾向は否定できないところでありますので、激変緩和措置終了後を見据えた保険税率改定の検討を引き続き行ってまいります。

国民健康保険の被保険者に対しては、不必要な多受診や重複受診についての啓発はもちろん、ジェネリック医薬品を推奨するなど、医療費の適正化に努めてまいります。

また、平成30年度本村の特定健診の受診率は50.6パーセント、特定保健指導の実施率は53.8パーセントで、特定健診は設定目標とした65パーセントに至りませんでした。特定健診の受診率をみると県内市町村では過去3年連続第1位という結果を残しています。更なる受診率向上にむけて、検診未受診者に対する電話や文書などによる受診勧奨に取り組むとともに、村民の皆さんが受診しやすい環境整備に努めてまいります。

保健事業については、地方創生総合戦略に掲げた「健康寿命を男女とも70歳」を目指し、デー

タヘルス計画に基づいた健康ポイント事業や、健康スキルアップ事業などを引き続き実施し、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へ繋がるよう積極的に展開してまいります。また、併せて身体機能低下防止をねらいとして、製作したご当地体操の村民への浸透を図り、運動習慣作りに努めてまいります。また、まちの保健室事業も各自治会やヴィレステひえづにおいて継続して開催し、健康的な生活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを気軽に相談できる場などを提供してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の推進に関しまして、ヴィレステひえづ開館5周年を記念し「Shugei!マルシェ inヴィレステひえづ」を5月30、31日の二日間開催を予定しております。また、130周年記念を機に開催した日吉津村音楽祭を継続して開催することにより、ヴィレステひえづが元気な村づくりの拠点となるよう活動してまいります。今後も村民の創作意欲を高め、日吉津村の文化の創造につながるような講座を企画し、今後もかがやき学級をはじめ、各種の教室や平和展、芸能大会などを引き続き開催するとともに、盆踊り花火大会や多彩な展示を行うふれあいフェスタなど、村民の皆さんの手作りのイベントの事務局として、より一層その役割を果たしてまいります。

スポーツの祭典「東京オリンピック2020」が7月24日から「東京パラリンピック」が8月25日からいよいよ開催されるに先立ち、オリンピック聖火リレーが、日吉津村で5月22日 金曜日に実施される予定となっております。小学校体育館をスタートし、国道431号を通過。海浜運動公園南約200m手前まで走る、8区間 1500メートル のコースです。その内2区間2名の方が、日吉津村に由来のあるランナーとして、オリンピック組織委員会により決定されています。ご活躍を応援いたします。

パラリンピックの聖火リレーは、鳥取県内では実施されませんが、8月13日から17日の間に、聖火の元となる火を県内各所で採る「採火」や、火を集める「集火」、そして火を送り出す「出立式」が開催されます。日吉津村では、採火された火を展示する、「パラリンピック聖火ヴィジット」を行う予定しております。日時等の詳細については、まだ決まっていないので詳細が決まりましたら、皆さまにお知らせいたします。

次に、マイナンバーカードの普及に関しまして、マイナンバーカードの交付につきましては、平成27年10月にスタートし5年が経過いたしました。本村におきましては、昨年10月からマイナンバーカード取得促進に取り組んだ結果、昨年11月からこの1月の交付率の伸びが全国町村のトップ10に入るなど、順調に伸びてきております。しかし、交付率は13.5パーセントと決して高い数字ではないものと認識しております。総務省では令和4年度末にはほとんどの国民がカー

ドを保持している想定され、本村でも庁舎に来られた方への写真撮影、申請サポートを実施し、取得推進に努めているところでございます。

令和2年度からは、例えば、現在実施している庁舎内での申請サポート及び出張申請受付をヴィンステや自治会公民館等に出向いて実施するなど、さらに積極的に申請推進を図りたいと考えております。また、いかに住民の皆様がカードを有効活用していただけるかを協議・検討してまいります。

令和2年度は平成23年度に策定しました第6次総合計画の最終年を迎えます。このため、今後10年の村の将来像を描く「第7次日吉津村総合計画」の策定に向け、この1月末から2月中旬にかけて、村内にお住いの中学生、高校生および18歳以上の方から無作為に抽出した計650の方に、日常生活の中で感じていることや、今後の村づくりに関するご意見等をおうかがいし、これからの住みやすい村づくりを目指して、計画の見直しに向けての基礎的な資料とさせていただくことを目的としたアンケートを実施いたしました。このアンケート結果など、これまでの取組みの総括を踏まえた上で、今後の日吉津村のビジョンづくりを村民の皆様と一緒に進めてまいります。平成27年から取り組んでおります、地方創生の取組みは、現在の地方創生総合戦略を1年延長し、来年度最終年を迎えます。村総合計画とリンクするよう調整を図りながら来年度第2期地方創生総合戦略を策定いたします。

また、これまで本村は行財政改革大綱およびプランに基づき財政運営の健全化を目指し、各種使用料、補助金等の見直し、事務事業の効率化など様々な行財政改革の取組みを行ってまいりました。現在は今年度末に最終年を迎えた第3次行財政改革プランに基づき引き続き取組みを行っているところでございます。令和2年度には計画の大幅な見直しを行うことと併せ、第3次プランに基づき使用料、手数料等の3年に1度の見直しについて検討を進めてまいります。

先般、「里山資本主義」の提唱者として著名な、藻谷浩介氏の講演をお聞きする機会がありました。その中で、高齢化率、人口増減率といった指標の数値だけ見て一喜一憂することには意味がないという旨のお話がありました。その中で日吉津村が一例として取り上げられました。日吉津村はご承知のとおり、高齢化率が県内市町村の中でも低く、人口増加率もプラスの状況でございます。藻谷氏いわく、その中身が重要であり、私たちの住む日吉津村は、15-64歳のいわゆる生産年齢人口の転出入率が2.6パーセントのプラス、そして0-4歳の子供の増減率も5.5パーセントのプラスであり、全国でもベスト3に入る、すばらしい中身であるとの評価をいただきました。これまでの日吉津村の政策、村づくりの方向性に間違いはなかったと感じるとともに、今後

の人口が減少していく社会においても、全国にも誇れる村づくりを進めていきたいと、気持ちを新たにしたところでございます。

自治基本条例に定められた、住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と協働の基本原則を、しっかりと基礎に据えながら、次期総合計画、総合戦略で今後のビジョンを描き、村民の皆様と一緒に、これからの日吉津村、更に住み良い日吉津の村づくりを進めてまいり所存でございますので、議会の皆様、村民の皆様におかれましても、引き続き、格別のご理解とご協力を賜りますことをお願いし、施政方針とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で村長の施政方針説明を終わります。

日程第5 報告第1号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、報告第1号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。本定例会におきまして、総務経済常任委員会の調査の報告をさせていただきたいと思っております。報告第1号、令和2年3月2日、日吉津村議会議長井藤稔様、総務経済常任委員長橋井満義。本委員会に付託されました調査事件につきまして調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。皆さまお手元にすでに調査報告書を配布させていただいております。それでは報告の概要と内容につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、去る令和元年12月定例会におきまして、閉会中の調査を発議いたしました。そしてご了解いただいたむね、閉会中に調査を行ったものでございます。

表記のとおり調査目的につきましては、2点でございます。村有財産について、そして2点目が村の防災対策についてということで、2点について調査を行ったものでございます。期日は項目ごとに別の日でやらさせていただいております。

まず、村有財産につきましては令和元年12月18日、村の防災対策につきましては令和2年2月18日に行いました。調査目的の1番、村有財産の管理につきまして、調査地は平成30年度における土地取引後の村有地の行く末についてでございます。それから2点目、村の防災対策については、村の現在の防災対応と、そしてヴィレストテひえづ、村の社会福祉センターに出かけて調査をさせていただきました。出席者であります、総務経済常任委員わたくし、そして副委員長

前田議員、そして委員の三島議員、そして長谷川議員、そして井藤議員の5名でございます。これは調査目的1番、2番につきましては同じでございます。

まずは村有財産の管理につきましては、建設産業課の方から益田課長、齋古主査の2名が出席いただいております。そして防災対応につきましては総務課仲原課長補佐、そして出向きましたヴィンステヒえづでの対応につきましては加藤館長、社会福祉協議会におきましては松田会長の方に出席をいただいております。ご説明を賜りました。

そういたしますと調査概要であります、1番の村有財産管理につきましては土地交換及び取得後の土地の現状と、その利用目的が履行されているか実調確認をしたものでございます。そして災害対策につきましては災害時における緊急防災センターの現状と福祉避難所の対応について調査をしております。

まず1点目の村有財産管理につきましてご報告申し上げます。これらは皆さんご承知のとおり、土地取引を行いましてそれらの土地の交換並びに、残地の目的がどのようなになっているかということを確認するために行ったものであります。皆さま方には土地の項目がございませんので口頭でご説明申し上げたいと思います。今吉206、209、の4103平米は雑種地及び山林の地目で現状といたしましては、うなばら荘北側の松林でございます。この土地につきましては、現状は間伐もされていない幼木が鬱蒼とした状況でございます。それらにつきましては、今後はうなばら荘からの遊歩道整備や、現在ここには東屋が建っておるわけですが、現存の東屋の将来計画が課題であったということが、各委員からの口からも出たところでございます。今後はこれらを踏まえた中で、整備なり管理をされたいということでございます。

そして2点目、今吉232の3、240の1、2399平米は、うなばら荘斜め前の南側、今吉自治会との間でございますがこれは水田であります。これは小学校児童の体験圃場といたしまして、水田での田植えや稲刈り後のハデ掛けを体験し、できたお米をおにぎり等で食べておられます。これらにつきましては給食食材としての供給や、食材納入のシステムにやはり課題がこれはあるなということでもあります。年間を通じてのこれらの水田管理は、外部業務委託で行われておりまして別の会計より支出しておられます。これらの業務依存になっておる支出ウェイトが相当高く、本来の体験圃場としての今後の行く末をきちっとされるべきであるということでございます。

それから3点目、今吉188の1、1733平米は土砂仮置き場としてこれは先ほど申しあげました小学校水田の東側になるところでございます。これは土砂仮置き場として整備するものでありまして、河川の浚渫残土を置くための場所としております。これらは川ざらえの残土であったり、

それらが主なものでございます。この目的は浚渫残土を置くためとしておりますが、現状といたしましては12月18日の調査時点では、外周の擁壁やフェンスの設置等当初の計画よりずれ込み、適正な業務履行に問題が認められたということでございます。今後は、産廃法に基づいた恒久的な土砂堆積場でないことを念頭に、適正に管理に努められたい。

4点目、今吉83の1、166平米は農業用たい肥の実験圃場であります。ここにつきましては菌茸類の廃菌床を農作物のたい肥として、現在は隣地農地のネギ栽培農家の方がこれを利用して、白ネギのたい肥効果を検証中でございます。これにつきましては、今年度の結果を期待するところでありますので、結果をまた担当課の方から報告願いたいというふうに思います。

5点目、日吉津2323、1738平米は海川新田北側でございますが、村民農園として整備した畑であります。これにつきましては、1738平米を現在1名の方の利用でしかございません。今後は、村外にも利用者を拡大するという執行部の方向ではございますが、利用者募集の広報に一考の余地があるように思いますので、今後はさらなるPR、その他に励んでいただきたいというふうに申し添えたいと思います。

6点目、日吉津2327、1199平米は保育所園児の体験農場で、本年度はさつまいもを栽培されたということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました村民農園の斜め向かいのところでございます。1199平米ということで、おおむね一反強あるわけでございますが、これらの部分的な部分を使われてさつまいもを栽培されたということであります。これらも小学校の水田と同じで、外部労力依存度が大変高い事業であるということで、また圃場面積と利用目的が不均衡であるという点をご指摘させていただきたいと思います。今後の継続につきましては、十分留慮された管理をなさせていただきたいというふうに思っております。これらについては保育所の福祉保健課の担当、そして小学校の圃場については教育委員会の担当部門ではあるとは思いますが、これらと建設産業課とのリンクを保たれまして有益な管理とということと、使用履行について適正に行っていただきたいというふうに思います。

それから番号はふっておりませんが、今吉の田園居住区内の土地が、今後は建築可能な今吉土地区画整理地域内の村有地、今吉のこれは2510番地でありましたが、これは土地取引の時に127平米売却をしておる土地であります。それ以外に、そこに残っております残存面積の4440.86平米の土地が2ヵ所で別れております。この土地を今後はどうしていくかということが、大きな課題になっていくなというふうに思っております。おおむねこれらを250平米分割でしていきますと、全部で17区画ぐらいできたんですかね。それらは安易な売却なり云々ということではなく、

適正な方向付けが、今後は執行部の腕の見せ所かなというふうに思いますので、これは注視してまいりたいというふうに思っております。

それから大きな2点目であります、村の災害対策、調査地につきましては先ほども申し上げました各施設に行っております。それ以前に役場の委員会室におきまして防災担当の仲原課長補佐より、防災マップ、特に洪水のマップであります、それらにつきましては、それから今後の日吉津の先ほど以外対策についてのレクチャーを賜っております。それらをベースにヴィレステひえづ、そして福祉センターにというふうに出かけさせていただいたものでございます。

まずこの1点目のヴィレステひえづであります、これにつきましては災害時の緊急防災拠点として2階に設置ということでございます。しかしながらこれらにつきましては、常設でなく災害時における通信機器や、発電設備などを常備されてストックされております。設備機器を確認させていただいたところではありますが、やはり防災訓練等のそういった訓練時でも稼働させ、いざという時の対応に備えることの重要性を感じたものでございます。今後はまた、災害訓練なりの時には、それらを含めた中でご検討いただきたいというふうに思います。

それから2点目の福祉センターであります、当村社会福祉協議会につきましては、非常用発電機を一昨年浸水計画高より上までかさ上げをして、発電設備が水没しないようにということで、これは国の補助金もあったわけではありますが、設置が完了しております。ここの設備につきましては、介護や介助を要する人への、災害時の福祉避難所として機能させるためのものでございます。しかし、災害時におきましては、これらの人と健常者との分別をどのように判断するのかなど、これらが一番の大きな課題であったなというふうに思っております。行政とのコンタクトの取り方にも、担当の管理者としては不安も感じておられたというふうに感じておるところであります。今後はこれらの在り方をもう少し練られて、お互いの疎通を図られる必要があるなというふうに感じたところでもあります。

最後になりますが、災害の中でも洪水については想定外の災害が、全国で起きておるわけでございます。水防法の改正に伴い、村においても災害計画の見直しを本年度に行う方向であるというふうに聞いております。洪水ハザードマップを村民に、身近なツールとしてもらうよう、今後は、村としても啓発活動に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上、総務経済常任委員会閉会中の調査報告でございます。

○議長（井藤 稔君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第 6 報告第 2 号

○議長（井藤 稔君） つづきまして日程第 6、報告第 2 号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題としたいと思います。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。ただいまより、村内視察報告をします。報告第 2 号、令和 2 年 3 月 2 日日吉津村議会議長井藤稔様、教育民生常任委員長松田悦郎。委員会調査報告書本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

村内視察報告であります。まず、日時は令和 2 年 2 月 12 日、10 時半から行っております。視察先はいちごの広場であります。場所は、NPO 法人大地地域活動支援センターいちごの広場です。出席者は敬称を略しますが、山路、加藤、河中、松本、松田、議会事務局長であります。

視察報告としまして、まず、2 月 7 日に議会事務局長の説明により、障がい福祉サービスに関することや、発達障がい等について視察の事前学習を行い、2 月 12 日にいちごの広場の視察研修を実施しました。屋内の作業スペースでは利用者さんによる木くらの分別作業が行われておりました。当日はパンの製造に関わる利用者さんが来られない日であったため、職員の方が作業をしておられました。屋外では寒い中、多くの利用者さんが畑で白ネギの収穫作業をされていました。寒風が吹く状況にもかかわらず、黙々と作業を進められておられる姿に、視察者は一応に利用者の方にねぎらいの声をかけずにはいませんでした。

就労継続支援事業につきましては、雇用契約を結び賃金をもらいながら利用する A 型と授産的な活動を行いながら利用する B 型の 2 種類がありますが、いちごの広場は就労継続支援 B 型であります。

次に河原理事長からの概要説明を伺いました。最初に障がい者の権利に関する条約の内容や、障害者自立支援法など福祉施策の歴史になどについて説明を受けました。就労継続支援 B 型の事業所は鳥取県西部地区に 60 ヲ所もあるが、定員に満たない事業所もあり、運営は非常に厳しく、利用者の取り合いになりはしないか心配されているようでありました。

しかしながら、現在廃止した事業所は一つもないとのことでありました。これから継続して事務所を運営していくためには、質の高い支援をして適正に工賃を払うことが重要であり、そのように実直な経営を進める事務所が残っていくと言われておりました。

しかし現在、国では社会福祉法人の統合等を進めており、障がい福祉サービスを提供する事業者にとって今後は厳しい状況が予想されているようであります。このような状況の中で、障がい者の権利に関する条約内容、障害者総合福祉法をはじめとする福祉関連施策が、少しずつ良い方向に変わっているとの説明も聞き、参加した委員も一同に安心しました。ただ売り上げのすべてを利用者に支払いをしている中で、職員の給与は利用者の数により給付費が決定されることなどは運営上不安材料となっており、今後、健全な運営をしていくためには、経営上の課題を乗り越えていくことが大切になると強調されておりました。

最後に今後も引き続き健全な経営をしていただくためには、目的をしっかりと持ち地域に根差した活動していくことが大切であると強く説明されておりました。また事業で使用する設備の整備や仕事の受注には、村民の多くの方の協力があり、大変感謝されておりました。議会としても、地域といっしょになって支援すべきだと感じました。以上報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第 7 議案第 2 号 から 日程第 16 議案第 11 の号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 7 から日程第 16 まで条例に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 7、議案第 2 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 3 号日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 4 号日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 5 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 6 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 7 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 8 号日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例について、日程第 14、議案第 9 号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 15、議案第 10 号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 11 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する

条例を廃止する条例について、以上 10 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま一括議題となりました、議案第 2 号から議案第 11 号までの条例の一部改正、並びに廃止条例について、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 2 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この度の改正は、昨年の施政方針でも申し上げましたとおり、就職、UIJ ターン、結婚支援等について気軽に相談できる窓口の設置、並びに村全体として部局横断的に取り組むべき事項や課題について所管し、各課施策の総合調整を行なう課として、総合政策課を新設するものでございます。

次に、議案第 3 号日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例第 1 条及び第 6 条については、令和 2 年 4 月 1 日に施行される地方自治法の改正に伴う、条文の改定と条ずれにかかるものでございます。また、第 4 条につきましては、地方自治法第 199 条第 4 項で、監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならないと規定されており、これまで定例監査として実施してまいりましたが、国や県が定期監査という名称を使うようになったため、改正を行うものでございます。

次に、議案第 4 号日吉津村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条についてご説明申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、4 月 1 日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、会計年度任用職員については、事務の簡素化を図るため、条例第 2 条新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で宣誓書に署名するという職員規定にかかわらず、別に定めることができるよう改正するものです。

次に、議案第 5 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、4 月 1 日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、法で定められた非常勤特別職、助言、意見等ができる特別職（医師等）を除き、交通安全指導員、人権教育推進員、ヴィレステひえづ施設長は、本条例の対象外となるため削除するものとし、新たに学校医師、保育所園医師、福祉事務所嘱託医師等を追加するものでございます。

次に、議案第 6 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説

明申し上げます。令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本村の条例を改正するものであり、村長に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるものでございます。

次に、議案第7号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案第6号と同様の理由に基づき、教育長に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるものでございます。

次に、議案第8号日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、本村の人権施策をより一層推進するため、法の目的、理念に沿うよう改正するものでございます。

次に、議案第9号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の対象が拡大されたことにより、鳥取県被災者住宅再建等支援条例における支援金の交付額の見直しが行われたことに伴い、本村においてもそれに合わせた見直しを行うもので、現行の被災者住宅修繕促進支援金の額は10パーセント未満では2万円以下としているところ、被害割合5パーセント未満を2万円、被害割合5パーセント以上10パーセント未満を5万円にするなど改正するものでございます。

次に、議案第10号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。これは民法の一部改正により債権関係の規定の見直しが行われ、現状回復に要する費用の負担を求める場合には、村長が具体的に定めなければならないこととされ、また、入居者が家賃を払わないときは敷金をその債務の弁済に充てることを明記し、不正行為等によって入居した者に対して請求額を算定する利率を法定利率に変更するものでございます。併せて、入居者の連帯保証人の条件を変更するために改正を行うものでございます。

次に、議案第11号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例について申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、4月1日から会計年度任用職員制度導入のため、現在の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関し定めた条例を廃止するものでございます。なお、4月に支払いのある賃金については、附則において経過措置を定めております。

以上、議案第2号から議案第11号までの提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

日程第 17 議案第 12 号 から 日程第 20 議案第 15 号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 17 から日程第 20 まで、補正予算関連ですので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 17、議案第 12 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について、日程第 18、議案第 13 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 19、議案第 14 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 20、議案第 15 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について、以上 4 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 12 号から議案第 15 号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 12 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 6 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 4,285 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 6,400 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに 16 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 1,165 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは職員共済組合追加費用等負担金 364 万 6,000 円、並びに西部広域行政管理組合の消防費等の減額に伴う負担金 594 万 6,000 円の減額が主なものでございます。

次に 17 ページをご覧ください。同款、同項、第 5 目企画費に 2,239 万 6,000 円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の増額に伴う報償費 150 万円、並びにうなばら福祉事業団に

対する補助金 2,100 万円の増額が主なものです。うなばら荘の経営については、昨年より利用者数、売り上げとも伸びてきておりますが、すべての赤字は脱却できておりませんので、村からの補てんをお願いするものであります。どうぞご理解の上、引き続きご支援、ご指導並びにご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

次に 20 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費に 390 万 5,000 円を計上しておりますが、これは障がい児通所サービスの利用増に伴う、扶助費 535 万 2,000 円の増額が主なものでございます。次に 21 ページをご覧ください。同款、第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 608 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、これは入院患者の減少に伴う医療扶助費の減額でございます。次に 22 ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 3 目環境衛生費に 411 万 9,000 円の減額を計上しておりますが、これは土砂一時仮置場のフェンス工事におけるフェンスの高さや形状を変更したことによる減額が主なものです

次に 23 ページをご覧ください。第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費に 336 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは地域集積協力金や経営転換協力金等の実績見込みに伴う機構集積協力金負担金 308 万 5,000 円の減額が主なものでございます。次に 24 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 2 目道路新設改良費に 4,200 万円を計上しておりますが、これは村道役場線交差点改良に伴う用地購入費と建物等移転補償費で、令和 2 年国の補正予算による国庫補助金の配分があったため、補正し令和 2 年度へ繰越し実施するものであります。

次に 27 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 2 項小学校費、第 1 目学校管理費に 1,745 万 7,000 円を計上しておりますが、これは国の補正予算である教育 ICT 環境の推進による校内通信ネットワーク整備のための工事請負費が主なものでございます。

次に 29 ページをご覧ください。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 3 目夢はぐくむ村づくり基金費に 500 万円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の実績見込みの増による積立金の増額でございます。

つづいて、歳入について申し上げます。12 ページをご覧ください。第 6 款地方消費税交付金、第 1 地方消費税交付金、第 1 目地方消費税交付金では 707 万 5,000 円の減額を計上しておりますが、これは地方消費税額に相当する額が減ったことによるものでございます。次に 13 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 280 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました障がい児通所サービスの利用増に伴

う障害児通所給付費等負担金 267 万 6,000 円の増額はあったものの、医療扶助費の減に伴う生活保護費国庫負担金 456 万 7,000 円の減額が主なものでございます。同款、第 2 項国庫補助金、第 4 目土木費国庫補助金では 2,365 万円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました村道役場線交差点改良事業等に伴う社会資本整備総合交付金の増額でございます。同款、同項、第 6 目教育費国庫補助金では 825 万 9,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました校内通信ネットワーク整備工事に伴う環境施設整備費補助金が主なものでございます。

次に 14 ページをご覧ください。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 4 目農林水産業費県補助金では 226 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました機構集積協力金交付事業費補助金 308 万 6,000 円の減額が主なものでございます。第 17 款寄附金、第 1 項寄附金、第 2 目総務寄附金では 500 万円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげましたふるさと納税にかかる寄附金の増額でございます。

次に 15 ページをご覧ください。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 2 目夢はぐくむ村づくり基金繰入金では 309 万 5,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました土砂一時仮置場フェンス設置工事の減に伴う減額でございます。第 21 款村債、第 1 項村債、第 1 目村債では 880 万円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました校内通信ネットワーク整備工事に伴う学校教育施設等整備事業債でございます。なお、第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 1,706 万 4,000 円で調整しております。

次に、議案第 13 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 88 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 264 万 4,000 円とするものでございます。

歳出の主なものを説明申し上げますので、7 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費、第 2 項高額療養費、第 2 目退職被保険者等高額療養費 100 万円の減額を計上しておりますが、これは入院費等の減による医療給付費の減額が主なものでございます。8 ページ目をご覧ください。第 6 款積立金、第 1 項基金積立金、第 1 目運営基金積立金 173 万 3,000 円を計上しておりますが、これは国保運営基金への積立金でございます。

つづいて、歳入についてですが、5 ページをご覧ください。第 1 款国民健康保険税、第 1 項国民健康保険税、第 1 目一般被保険者国民健康保険税に 184 万 1,000 円を計上しておりますが、これは実績見込みによる増額でございます。次に 6 ページをご覧ください。第 4 款県支出金、第 1 項県補助金、第 1 目保険給付費等交付金に 201 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出でも

申しましたが入院等の減による医療給付費の減額が主なものでございます。

次に、議案第 14 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 12 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,530 万 2,000 円とするものであります。4 ページをご覧ください。これは、後期高齢者医療保険料の増に伴う、後期高齢者医療広域連合への納付金の増でございます。

最後に、議案第 15 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 17 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,862 万円とするものであります。4 ページ、5 ページをご覧ください。歳出は、施設修繕に伴うもので、受益者負担金 150 万円の増と一般会計繰入金の減額で調整しております。

以上、議案第 12 号から議案第 15 号までの説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 21 議案第 16 号 から 日程第 24 議案第 19 号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 21 から日程第 24 までは当初予算関連ですので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり」〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 21、議案第 16 号、令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 22、議案第 17 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 23、議案第 18 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 24、議案第 19 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計予算について、以上 4 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 16 号から議案第 19 号まで、当初予算 4 議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など主要事業にかかるものについてご説明させていただきます。

はじめに、議案第 16 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございます。予算書の 8 ページと 9 ページを御覧下さい。歳入歳出それぞれ 24 億 4,518 万 7,000 円と定めてお

ります。前年度と比較しますと2億8,095万3,000円の増で、約13パーセントの増となっています。また、村税につきましては、8億9,254万円で前年度と比較し、164万4,000円の減、率で申し上げますと約0.2パーセントの減となっており、昨年度並みとなっています。

次に歳入について主なものを御説明申し上げます。10ページをご覧ください。第1款村税、第1項村民税では、法人所得は昨年引き続き減額を見込んでいますが、個人所得の増を見込んでいため、574万2,000円を増額し、2億3,702万2,000円を計上しています。第2項固定資産税につきましては、家屋が新築分の増に伴う増額となったものの、償却資産の減価により481万5,000円を減額し、6億1,902万6,000円を計上しております。

次に12ページから13ページをご覧ください。第6款特別法人事業税交付金についてですが、地域間の財政力格差の拡大の是正に伴い、特別法人事業税等が新設されたことにより交付されるもので、504万2,000円を計上しております。第10款地方交付税については、普通交付税を前年度実績で見込むとともに、会計年度任用職員にかかる影響額の増額分を上乗せしており、7,050万円を増額し、4億7,250万円を計上しております。

次に16ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、個人番号カード交付事業費やマイナンバーカード普及促進事業にかかる整備費補助金、並びに戸籍法改正に伴う戸籍情報システム改修費補助金など921万9,000円を増額し、3,071万円を計上しております。

次に17ページから19ページをご覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金では、第6目教育費補助金のコミュニティ・スクールにかかる新規事業に伴う増額はあるものの、第4目農林水産業県補助金のがんばる農家プラン事業、機構集積協力金交付事業費補助金などの減額を見込み、809万6,000円を減額し、5,925万3,000円を計上しております。

次に21ページから24ページをご覧ください。その他、第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金6,000万円を増額し、9,000万円を計上しております。第18款繰入金は、夢はぐくむ村づくり基金繰入金1億206万7,000円など1億4,594万7,000円を増額し、2億4,696万7,000円を計上しております。また、24ページになりますけれども、第21款村債は、小学校給食室の空調・調理器具整備工事に伴う学校教育施設等整備事業債1,950万円など1,150万円を増額し、1億1,720万円を計上させていただいております。

次に歳出について主なものを御説明申し上げます。26ページから31ページをご覧ください。第2款総務費についてですが、第1項総務管理費、第1目一般管理費の総額は、2,958万円を減額し、2億8,301万円としております。これは、マイナンバーカード普及促進事業にかかる職員配置に

よる増額はあるものの、パソコンの機器更新が完了したことなどによる電算処理委託料の減額が主な要因であります。また、30 ページになりますけれども、第 5 目企画費の総額は 3,314 万 4,000 円を増額し、8,877 万 9,000 円としております。これは、ふるさと納税寄附金の増額に伴う報償費 2,700 万円などの増額が主な要因でございます。

次に 41 ページから 42 ページをご覧ください。第 3 款民生費についてですが、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費の総額は、8,054 万 5,000 円を増額し、1 億 75 万 1,000 円としております。これは、保育所等複合施設整備事業にかかる新築工事基本・実施設計、解体工事実施設計委託料 7,506 万 3,000 円などの増額が主な要因でございます。

次に 59 ページから 60 ページをご覧ください。第 7 款土木費についてですが、第 2 項道路橋梁費の総額は、2,083 万 7,000 円を増額し、3,820 万 1,000 円としております。これは、村道舗装修繕工事にかかる工事請負費 920 万円や宅地・農地等購入費にかかる公有財産購入費 940 万円などの増額が主な要因でございます。

次に 66 ページから 72 ページをご覧ください。第 9 款教育費についてですが、第 2 項小学校費の総額は、5,218 万 9,000 円を増額し、1 億 1,935 万 1,000 円としております。これは、小学校の少人数学級加配教員負担金 1,700 万円、不登校などに対応するための教育支援センター運営事業 398 万 9,000 円や学校における様々な課題解決に向けたコミュニティ・スクール事業にかかる職員配置など 255 万 7,000 円、並びに給食室の空調・調理器具整備工事にかかる工事請負費 2,365 万円などの増額が主な要因でございます。

次に 77 ページから 78 ページをご覧ください。第 5 項保健体育費の総額は、405 万 6,000 円を増額し、975 万 5,000 円としております。これは、オリンピック聖火リレー経費負担金やパラリンピック聖火展示警備負担金 250 万円、並びに中四国ブロックターゲット・バードゴルフ大会にかかる補助金 105 万 5,000 円などの増額が主な要因でございます。

つづいて、議案第 17 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について提案理由を申し上げます。予算書の 4 ページと 5 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ 3 億 7,356 万 7,000 円と定めております。前年度と比較しますと 665 万 3,000 円、約 1.8 パーセントの増となっております。

はじめに、歳入について 7 ページをご覧ください。第 3 款県支出金の総額は、1,918 万 3,000 円を増額し、2 億 7,884 万 6,000 円としております。これは入院等の増に伴う保険給付費等交付金の増額が主なものであります。次に、歳出について 10 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費、

第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は、1,249万2,000円を増額し、2億2,730万円としております。また、同款、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費は、662万5,000円を増額し、3,672万1,000円としております。これは入院等の増による給付費の増額が主な要因であります。一度、村から国保連へ支払い、県より交付金として戻していただくこととなります。

次に、13ページをご覧ください。第4款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分は、628万8,000円を減額し、6,391万1,000円としております。これは、前期高齢者交付金の精算分が令和元年度で終了したことに伴う減額が主な要因であります。

次に、議案第18号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。予算書の4ページと5ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ4,612万2,000円と定めております。前年度と比較しますと134万円、約3パーセントの増となっております。本会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金などを主な財源として、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出する仕組みとなっております。

はじめに、歳入について6ページをご覧ください。第1款後期高齢者医療保険料の総額は、160万2,000円を増額し、3,955万2,000円としております。これは被保険者数の増などによる保険料の増額が主な要因でございます。

次に、歳出ですが8ページをご覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、128万2,000円を増額し、4,518万1,000円としております。これは保険料の増額が主な要因でございます。

次に、議案第19号令和2年度日吉津村下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。本村の公共下水道事業につきましては、従来、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、条例により特別会計を設置して運営を行ってまいりましたが、令和2年4月1日から特別会計を廃止のうえ、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により運営することとしております。公営企業会計においては、一般会計等が採用している現金主義に基づく官庁会計と異なり、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づき、発生の都度記録し、整理する発生主義会計複式簿記方式をとっています。官庁会計では、当該年度の現金支出は、そのまま当該年度の費用となる一方で、公営企業会計においては、期間損益計算が重視され、支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、当該年度の費用ではなく、翌年度以降に繰り延べられ、当該年度以降の費用として計上されることが官庁会計と大きく異なる点の一つになって

おります。

また、発生主義に基づく公営企業会計では、収入及び支出について、当該年度の損益取引に基づく収益的収支と、いわゆる投下資本の増減に関する取引に基づく資本的収支に区分して期間損益計算を明らかにするようになっており、収益的収支には、減価償却費のように、現金支出を伴わない費用も含まれてまいります。さらに、公営企業会計では、資産、負債、資本という概念があり、資産と負債と資本の合計とは常にバランスしており、しかも、相互に有機的関連をもって会計処理することになっております。

今回提案しております令和 2 年度日吉津村下水道事業会計予算につきましては、こうした公営企業会計の考え方を踏まえつつ、地方公営企業法施行令並びに同法施行規則に定められた記載事項及び様式に沿って調製したものです。

1 ページから 6 ページにかけては、本予算執行にあたっての基本的事項や収益的収支及び資本的収支の予定額を記載しております。7 ページから 8 ページについては、公営企業会計において作成が必要とされる財務諸表の一つである予定キャッシュ・フロー計算書で、令和 2 年度の資金収支の状況を表しております。9 ページから 13 ページにかけては、下水道事業会計で支弁する職員給与等の明細について記載したものととなります。14 ページから 15 ページは、財務諸表の一つである貸借対照表となっており、14 ページは法適用時点、15 ページは年度末時点における資産、負債及び資本の状況を表しております。16 ページから 17 ページにかけては、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上基準等、重要な会計方針に係る事項などを注記という形で記載しております。18 ページから 22 ページにかけては、4 ページから 6 ページにかけての実施計画について、より細かく記載したものとなっています。

以上、簡単ではありますが、議案第 16 号から 19 号の説明とさせていただきますが、補足については総務課長から説明させます。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それでは先ほど村長の方から新規事業の主なものについてご説明いただきました。それ以外の増減の主なものについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。それでは、議案第 16 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明を行います。はじめに、歳入の主なものをご説明します。13 ページをご覧ください。第 12 款分担金及び負担金、第 1 項負担金では、保育所園児の減に伴う保育料負担金の減額、並びに幼児教育・保育無償化に伴う保育利用者負担金の減額などにより、2,638 万 2,000 円を減額し、1 億 208 万円を計上して

います。

次に 15 ページから 16 ページをご覧くださいと思います。第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金では、障害者自立支援給付費等国庫負担金や障がい児通所給付費等負担金の増、並びに地域型保育給付費負担金や幼児教育・保育無償化にかかる新制度への未移行幼稚園に対する施設等利用給付交付金の増など、140 万 2,000 円を増額し、1 億 6,431 万 9,000 円を計上しています。

次に 17 ページをご覧ください。第 15 款県支出金、第 1 項県負担金では、国庫負担金と同様に給付費や施設等利用給付交付金の増など、207 万 5,000 円を増額し、6,886 万円を計上しています。

次に 19 ページから 20 ページをご覧ください。同款、第 3 項委託金では、選挙費委託金の減額に伴い、386 万 3,000 円を減額し、833 万 2,000 円を計上しています。

次に歳出について御説明申し上げます。はじめに、29 ページから 30 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 4 目財産管理費の総額は、405 万 9,000 円を減額し、1,815 万円を計上しておりますが、これは庁舎エアコンリースの完了などによる借上料の減額が主な要因であります。次 P34 ページをご覧ください。同款、第 2 項徴税费、第 2 目賦課徴収費の総額は、613 万 5,000 円を増額し、2,056 万 9,000 円を計上しておりますが、これは令和 3 年の評価替えに向けた路線価付設及び土地評価鑑定業務委託料、土地評価システム導入委託料などの増額が主な要因であります。

次に 43 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 3 目母子父子福祉費の総額は、654 万 7,000 円を減額し、1,801 万 8,000 円を計上しておりますが、これは児童扶養手当対象者の減や支払方法の変更に伴う扶助費の減額が主な要因であります。

次に 49 ページから 50 ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 3 項環境衛生費の総額は、661 万 6,000 円を減額し、536 万 2,000 円を計上しておりますが、これは土砂一時仮置場フェンス設置工事の完了に伴う減額が主な要因であります。同款、同項、第 4 項保健事業費の総額は、315 万 6,000 円を増額し、5,059 万 2,000 円を計上しておりますが、これは健康寿命延伸に向けた高齢者フレイル対策事業にかかる歯科衛生士の配置による増額が主な要因であります。

次に 53 ページから 55 ページをご覧ください。第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費の総額は、786 万円を減額し、1,904 万 5,000 円を計上しておりますが、これはがんばる農家プラン事業補助金や機構集積協力金の減額が主な要因であります。

次に 61 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費の総額

は、494万3,000円を増額し、5,199万4,000円を計上しておりますが、これは地方公営企業法の財務規定等の適用を受ける下水道事業会計への繰出金の増額が主な要因であります。

次に62ページから64ページをご覧ください。第8款消防費、第1項消防費の総額は、636万8,000円を増額し、2,502万9,000円を計上しておりますが、これは消火栓用ホース購入やIP無線機購入などの備品購入費、並びにブロック塀撤去・改修事業補助金の増額が主な要因であります。併せて、4月から始まる会計年度任用職員にかかる給与や報酬等の増額を見込んでおります。

なお、議案第17号の令和2年度国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第18号の令和2年度後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号の令和2年度下水道事業会計予算については、村長からの説明の通りでございますので、省略させていただきます。

以上、主な部分のみですが、議案第16号から議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第25 議案第20号

○議長（井藤 稔君） 日程第25、議案第20号南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第20号、南部箕蚊屋広域連合規約変更に関する協議について提案理由を申し上げます。南部箕蚊屋広域連合の経費の支弁方法の一部である関係町村の負担金の算定方法について、地域支援事業に要する経費の負担割合を定めるため、南部箕蚊屋広域連合規約の一部を変更するもので、字句の修正他、地域支援事業に要する経費について必要な規定を追加するものであります。

以上、議案第20号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります

○議長（井藤 稔君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

午前11時26分 散会